

九条俳句訴訟と公民館の自由—追録

「九条俳句」をめぐる裁判は、本書「資料編」に掲載されているさいたま地裁判決（2017年10月13日）の後、東京高裁でも「不掲載は違法」との判決が出され（2018年5月18日）、その後、原告側・市側ともに上告しましたが、最高裁は双方の上告を棄却し、二審の東京高裁判決が確定しています（2018年12月20日）。

本冊子には、東京高裁判決（全文）と、「九条俳句訴訟の目指したものとその到達点」をまとめた九条俳句訴訟弁護団Q & Aを収録しています。

1. 東京高裁 判決文(全文)

九条俳句不掲載損害賠償等請求控訴事件

東京高等裁判所平成29年(ネ)第5012号

(原審・さいたま地方裁判所平成27年(ワ)第1378号)

平成30年5月18日判決

口頭弁論終結日 平成30年3月1日

主 文

1 第1審被告の控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

(1) 第1審被告は、第1審原告に対し、5000円及びこれに対する平成26年7月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 第1審原告のその余の請求をいずれも棄却する。

2 第1審原告の本件控訴を棄却する。

3 第1審原告の当審における追加請求を棄却する。

4 訴訟費用は、第1, 2審を通じてこれを400分し、その399を第1審原告の負担とし、その余を第1審被告の負担とする。

5 この判決は、1項(1)に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 第1審原告

(1) 原判決中第1審原告の敗訴部分を取り消す。

(2) 第1審被告は、第1審原告に対し、さいたま市立三橋公民館(三橋公民館)が発行する三橋公民館だより(本件だより)に、原判決別紙俳句目録1記載の文章(本件俳句)を同目録2記載の体裁で掲載せよ(第1審原告は、当審において、民法723条に基づく名誉回復措置の請求を追加した。)。

(3) 第1審被告は、第1審原告に対し、195万円及びこれに対する平成26年7月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 第1審被告

(1) 原判決中第1審被告の敗訴部分を取り消す。

(2) 第1審原告の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

1 本件は、第1審原告が第1審被告に対し、①かたばみ三橋俳句会(本件句会)と三橋公民館は、本件句会が三橋公民館に提出した俳句を同公民館が発行する本件だよりに掲載する合意をしたと主張し、同合意に基づき、第1審原告が詠んだ俳句(本件俳句)を本件だよりに掲載することを求めるとともに、②三橋公民館(その職員ら)が、本件

併句を本件たよりに掲載しなかったことにより精神的苦痛を受けたと主張し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料200万円及びこれに対する加害行為後（本件併句が掲載されなかった本件たよりの発行日）の平成26年7月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、第1審原告の請求のうち、5万円及びこれに対する遅延損害金の支払請求の限度で認容した。これに対して、第1審原告及び第1審被告がそれぞれ控訴を提起した。なお、第1審原告は、当審において、第1審被告の職員が第1審原告の名誉を毀損したと主張して、控訴の趣旨1(2)の請求原因として、民法723条に基づく名誉回復措置の請求を追加した。

2 前提事実並びに争点及び争点に関する当事者双方の主張は、次のとおり改め、3に当審における当事者の主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2事案の概要」の2から4までに記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決10頁6行目末尾に改行して「(7) 三橋公民館が本件併句を本件たよりに掲載しなかったことは、第1審原告の公の施設利用権等を侵害し、違法であるか。」を加える。
- (2) 原判決10頁7行目の「(7)」を「(8)」と、同9行目の「(8)」を「(9)」とそれぞれ改める。
- (3) 原判決24頁17行目末尾に改行して次を加える。

「(7) 争点(7)（三橋公民館が本件併句を本件たよりに掲載しなかったことは、第1審原告の公の施設利用権等を侵害し、違法であるか。）について

（第1審原告の主張）

ア 三橋公民館の建物を中心とする人的・物的施設と本件たよりは、一体のものとして捉えるべきであり、第1審原告が本件たよりの紙面の一部を使って本件併句を掲載してもらうことは、「公の施設」（地方自治法244条1項）の利用に該当する。したがって、第1審被告が本件併句の本件たよりへの掲載を拒否したことは正当な理由がない利用の拒否（同条2項）となり、違法である。

イ 第1審被告が本件併句の内容に着目し、本件たよりへの掲載を拒否したことは、不当な差別的取扱を禁止した地方自治法244条3項に違反し、違法である。

ウ 第1審被告が本件併句の本件たよりへの掲載を拒否したことは、公民館条例21条に違反し、違法である。

エ 仮に本件たよりの利用が「公の施設」の利用に該当しないとしても、本件たよりの発行は、三橋公民館の「事業」に該当し、本件併句の掲載は、三橋公民館の事業を利用する行為であるから、地方自治法244条が類推適用され、第1審被告が本件併句の内容に着目し、本件たよりへの掲載を拒否したことは、平等原則に違反し、違法である。

（第1審被告の主張）

すべて争う。本件たよりは、地方自治法244条の「公の施設」として住民の利用に供されなければならないものではない。仮に、本件併句の掲載が住民による「公の施

設」の利用に該当する場合は、公の施設の「管理に関する事項」として条例に定めがなければならないが、さいたま市公民館条例にはその定めはない。」

- (4) 原判決24頁18行目の「(7) 争点(7)」を「(8) 争点(8)」と改める。
- (5) 原判決25頁24行目の「(8) 争点(8)」を「(9) 争点(9)」と改める。

3 当審における当事者の主張

(第1審原告の主張)

- (1)①平成26年6月25日、三橋公民館職員のAは、本件句会の代表代行を務めるBに架電し、本件俳句について、「世論が二分するようなテーマの俳句は『公民館だより』には載せられない。」「公民館の考え方であると思われる所以ダメです。」「この句は載せられないから代わりの句を出して欲しい。」と告げた。
- ②平成26年7月3日、三橋公民館館長のCは、第1審原告に対し、本件書面1を交付し、本件書面1に記載された本件俳句の不掲載の理由を連絡した。
- ③平成26年7月22日、C、A、桜木公民館から2人及び生涯学習センターから2人の合計6人が、本件句会の会員約20名に対し、さいたま市広告掲載基準4条(1)エを参考に、公民館に求められる政治的中立性に抵触するなどと説明して、本件俳句を不掲載にすると説明した。
- ④平成26年7月ころ、Bが7月句会選出の俳句と本件俳句と一緒に三橋公民館の職員に提出したところ、桜木公民館のDが、Bに架電し、「7月の選句だけなら8月号に掲載できますが、6月の梅雨空俳句と一緒に載せることはできません。」と告げた。
- ⑤平成26年8月、C、A及び三橋公民館連絡協議会委員長のEが、本件句会有志の8月勉強会に現れ、本件句会有志に対し、「公民館だよりではなくて、それとは別の公民館運営だよりのような形で掲載をする方法」を示唆した。
- ⑥平成26年6月以降、第1審被告は、本件俳句の本件たよりへの掲載を拒否し、公民館職員をして、その旨を本件句会の会員に伝え続けた。
- ⑦平成26年8月27日、さいたま市教育委員会教育長Fは、大宮区三橋地域住民有志3名に対し、「三橋公民館だよりへの俳句掲載拒否について(回答)」と題する文書で、本件俳句を「公民館だよりに掲載することは不適切である」、「公平中立の立場であるべき」と回答した。
- ⑧平成26年12月8日、前記Fは、9・27公民館だより俳句掲載拒否を考える市民の集い参加者一同に対し、「請願書について(回答)」と題する文書で、本件俳句の掲載を求めた請願に対し、掲載拒否を維持した上で、「今後も公民館は関係法令を遵守し適正に運営して参ります。」と回答した。
- ⑨平成27年1月14日、Cは、社会教育推進全国協議会埼玉県南支部支部長Gに対し、「三橋公民館だよりへの俳句掲載拒否への再度の抗議と要望」について(回答)と題する文書で、「公民館だよりの編集・発行にあたり、公正中立であるべきとの観点から判断した」、「俳句会に代わりの俳句をお願いしましたこと」などと

告げた。

以上の第1審被告の職員の行為により第1審原告の名誉が毀損された。

- (2) 第1審被告は、本件俳句の掲載拒否を続け、確信的に第1審原告の名誉を毀損し続けており、故意又は過失があることは明らかである。
- (3) 第1審被告の行為により、第1審原告の社会的評価は著しく低下し、名誉毀損行為は継続している。これに対する名誉回復の手段として損害賠償では不十分であり、第1審原告の求める掲載措置は、第1審原告の名誉回復に不可欠である。

(第1審被告の主張)

- (1) ①のうち、「公民館の考え方であると思われるでダメです。」、「出して欲しい」との発言は否認し、その余は認める。②は認める。③のうち、桜木公民館の職員は「2人」ではなく「1人」である。④は否認する。⑤のうち、別の形での掲載を示唆したとの点は否認する。⑥は争う。⑦ないし⑨は認める。以上が第1審原告の名誉を毀損したことと否認する。
- (2) 否認する。
- (3) 争う。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、第1審原告の請求は、5000円及びこれに対する遅延損害金の支払請求の限度で理由があり、その余は理由がないと判断する。その理由は、次のとおりである。

1 認定事実

原判決31頁2行目の「ア」及び同5行目から同13行目末尾までを削るほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 争点(1) (本件合意の内容は、本件俳句を本件たよりに掲載することについて訴求力ある権利を発生させるものであったか)について

原判決34頁5行目末尾に改行して「(5) よって、争点(2)ないし(4)について判断するまでもなく、本件合意に基づき本件俳句を本件たよりに掲載することを求める第1審原告の請求は理由がない。」を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 争点(5) (本件俳句を不掲載としたことが、第1審原告の学習権を侵害し、国家賠償法上、違法であるか)について

原判決36頁15行目の「自己に」の次に「学習要求を充足するための」を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の4に記載のとおりであるから、これを引用する。

4 争点(6) (本件俳句を不掲載としたことが、第1審原告の表現の自由を侵害し、国家賠償法上、違法であるか)について

次のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の5に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決38頁13行目の「しかし」から同23行目末尾までを「しかし、第1審原告は、三橋公民館が主としてサークル等の案内等の情報提供を目的として発行する本件をよりという特定の媒体による表現行為を制限されたにすぎず、かたばみ等の同人誌やインターネット等の様々な媒体による表現行為そのものが制限されたわけではない上（認定事実⑥）、特定の媒体による表現行為の制限が表現者の表現の自由を侵害するというためには、表現者が、当該表現手段の利用権を有することが必要と解されるところ、本件においては、前記2で説示したとおり、第1審原告が、本件俳句を本件たよりに掲載することを求めることができる掲載請求権を有するとはいえない。」と改める。
- (2) 原判決39頁4行目の「しかし」の次に「、第1審原告の主張を前提としても」を加える。
- (3) 原判決39頁7行目の「及び3」及び同20行目の「、3」をいずれも削る。

5 争点(7)（三橋公民館が本件俳句を本件たよりに掲載しなかったことは、第1審原告の公の施設利用権等を侵害し、違法であるか）について

第1審原告は、第1審原告が本件たよりの紙面の一部を使って本件俳句を掲載してもらうことは、「公の施設」（地方自治法244条1項）の利用に該当することを前提に、第1審被告が本件俳句の本件たよりへの掲載を拒否したことは、正当な理由がない利用の拒否（同条2項）、不当な差別的取扱（同条3項）、公民館条例21条（8条、9条）違反となり、仮に本件たよりの利用が「公の施設」の利用に該当しないとしても地方自治法244条の類推適用により平等原則に違反し、違法である旨主張する。

しかし、地方自治法244条1項の「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するため普通地方公共団体が設ける施設をいうところ、本件たよりは三橋公民館が発行する書面であって、同条にいう「公の施設」に該当せず、また、さいたま市公民館条例8条及び9条の「センターの施設」にも該当しないことは明らかである。また、地方自治法244条は、普通地方公共団体が設ける公の施設の適正な利用関係を規律する趣旨であって、三橋公民館が発行する本件たよりに同条を類推適用する基礎を欠くというべきである。

したがって、第1審原告の主張は、その前提を欠き、採用することができない。

6 争点(8)（本件俳句を本件たよりに掲載しなかったことが、第1審原告の人格権ないし人格的利益を侵害し、国家賠償法上、違法であるか）について

- (1) 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした施設であり（社会教育法20条）、国及び地方公共団体が国民の文化的教養を高め得るような環境を醸成するための施設として位置付けられている（同法3条1項、5条参照）。そして、公民館は、上記の目的達成のために、事業として①定期講座を開設すること、②討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること、③図書、記録、模型、資

料等を備え、その利用を図ること、④体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること、⑤各種の団体、機関等の連絡を図ること、⑥その施設を住民の集会その他の公共的利用に供することとされ（同法22条）、さらに公民館は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（公の施設）として、普通地方公共団体は、住民が公民館を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならないと解される（地方自治法244条3項）。

公民館の上記のような目的、役割及び機能に照らせば、公民館は、住民の教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること等を目的とする公的な場ということができ、公民館の職員は、公民館が上記の目的・役割を果たせるように、住民の公民館の利用を通じた社会教育活動の実現につき、これを公正に取り扱うべき職務上の義務を負うものというべきである。

そして、公民館の職員が、住民の公民館の利用を通じた社会教育活動の一環としてなされた学習成果の発表行為につき、その思想、信条を理由に他の住民と比較して不公正な取扱いをしたときは、その学習成果を発表した住民の思想の自由、表現の自由が憲法上保障された基本的人権であり、最大限尊重されるべきものであることからすると、当該住民の人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となるというべきである（最高裁平成17年7月14日第一小法廷判決・民集59巻6号1569頁参照）。

- (2) これを本件についてみると、前提事実(3)及び(5)のとおり、三橋公民館は、本件合意に基づき、平成22年11月から平成26年6月まで3年8か月間にわたり、本件句会が提出した秀句を一度も拒否することなく継続的に本件たよりに掲載してきており、本件たよりに掲載する俳句の選定を基本的に本件句会に委ねていたと認められるところ、従前と同様の選考過程を経て本件句会が提出した本件俳句については、それまでの他の秀句の取扱いと異なり、その内容に着目し、本件俳句の内容が、その当時、世論を二分するような憲法9条が集団的自衛権の行使を許容するものであるとの解釈に反対する女性らのデモに関するものであり、本件俳句には、第1審原告が憲法9条は集団的自衛権の行使を許容するものと解釈すべきではないという思想、信条を有していることが表れていると解し、これを本件たよりに掲載すると三橋公民館の公平性・中立性を害するとの理由で掲載を拒否したのであるから、第1審被告の上記掲載拒否行為は、第1審原告の公民館の利用を通じた社会教育活動の一環としてなされた学習成果の発表行為につき、第1審原告の思想、信条を理由に、これまでの他の住民が著作した秀句の取扱いと異なる不公正な取扱いをしたものであり、これによって、第1審原告の上記人格的利益を違法に侵害したというべきである。
- (3) 第1審被告は、三橋公民館が、本件俳句を本件たよりに掲載することは、世論の一方の意見を取り上げ、憲法9条は集団的自衛権の行使を許容すると解釈する立場に反対する者の立場に偏することとなり、中立性に反し、また、公民館が、ある事柄に関して意見の対立がある場合、一方の意見についてのみ発表の場を与えることは、

一部を優遇し、あるいは冷遇することになり、公平性・公正性を害するため、許されないから、本件俳句を本件たよりに掲載しなかったことには、正当な理由がある旨主張する。

しかし、前提事実(3)エのとおり、本件俳句を本件たよりに掲載する場合、原判決別紙俳句目録1記載のように、本件句会の名称及び作者名が明示されることになっていることからすれば、本件たよりの読者としては、本件俳句の著作者の思想、信条として本件俳句の意味内容を理解するのであって、三橋公民館の立場として、本件俳句の意味内容について賛意を表明したものではないことは、その体裁上明らかであるから、本件俳句を本件たよりに掲載することが、直ちに三橋公民館の中立性、公平性及び公正性を害するということはできない。また、前記(1)で説示したとおり、公民館の職員が、住民の公民館の利用を通じた社会教育活動の一環としてなされた学習成果の発表行為につき、その思想、信条を理由に他の住民と比較して不公正な取扱いをすることは許されないのであるから、ある事柄に関して意見の対立があることを理由に、公民館がその事柄に関する意見を含む住民の学習成果をすべて本件たよりの掲載から排除することは、そのような意見を含まない他の住民の学習成果の発表行為と比較して不公正な取扱いとして許されないというべきである。

以上によれば、本件俳句が詠まれた当時、集団的自衛権の行使につき世論が大きく分かれていたという背景事情があったとしても、三橋公民館が本件俳句を本件たよりに掲載しなかったことにつき、正当な理由があったということはできず、三橋公民館及び桜木公民館の職員らは、本件俳句には、第1審原告が憲法9条は集団的自衛権の行使を許容するものと解釈すべきではないという思想、信条を有していることが表れていると解し、これを理由として不公正な取扱いをしたというべきであるから、上記職員らの故意過失も認められ、第1審被告の主張は採用することができない。

(4) したがって、三橋公民館及び桜木公民館の職員らが、第1審原告の思想や信条を理由として、本件俳句を本件たよりに掲載しないという不公正な取扱いをしたことにより、第1審原告は、人格的利益を違法に侵害されたということができるから、三橋公民館が、本件俳句を本件たよりに掲載しなかったことは、国家賠償法上、違法というべきである。

7 爭点(9) (第1審原告の損害)について

前記認定事実における本件俳句の本件たよりへの掲載が拒否された経緯、第1審原告の侵害された人格的利益は、住民の公民館の利用を通じた社会教育活動の一環としてなされた学習成果の発表行為につき、公民館の職員から、その思想、信条を理由に他の住民と比較して不公正な取扱いを受けないという観点から法的保護に値するものであること、その他本件に顧れた一切の事情を総合勘案すると、第1審原告の人格的利益が侵害されたことによる慰謝料額は、5000円とするのが相当である。

8 当審における当事者の主張に対する判断

第1審原告は、前記（第1審原告の主張）(1)①ないし⑨の事実により、第1審被告が第1審原告の名誉を毀損したと主張する。

しかし、発言行為の意味内容及びその意味内容が他人の社会的評価を低下させるものか否かは、一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈した意味内容に従って判断すべきであるところ（最高裁昭和31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照），第1審原告が主張する各事実は、いずれも第1審被告が本件俳句を本件たよりに掲載しないとの判断をしたこと、その理由として、本件俳句について主として三橋公民館の政治的中立性、公平中立性の観点から公民館だよりに掲載するのが適切ではない旨を述べるものであって、その意味内容につき一般の聞き手の普通の注意と受け止め方を基準として解釈すると、第1審被告の職員の上記一連の発言は、本件俳句には政治的な内容が含まれているとの認識を示しているにすぎず、前記の発言の意味内容が第1審原告の社会的評価を低下させるものとはいえない。また、同様に、第1審被告が本件俳句を本件たよりに掲載することを拒否したことが第1審原告の社会的評価を低下させるものとはいえない。

したがって、第1審原告の名誉回復措置の請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

9 そうすると、第1審原告の請求は、5000円及びこれに対する加害行為後の平成26年7月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないから棄却すべきところ、これと異なる原判決は一部失当であって、第1審被告の本件控訴は一部理由があるから、原判決を上記のとおり変更し、第1審原告の本件控訴は理由がないから、これを棄却し、また、第1審原告が当審において追加した請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 白石史子

裁判官 大垣貴靖

裁判官 鈴木義和

2. 九条俳句訴訟弁護団Q & A

Q1 高裁判決は、どのような点が画期的なのですか

大きく言うと、2つの点で画期的な判決と言えます。

まず1つ目は、「公平性・中立性を害する」という理由は、市民の学習・表現活動を制約する根拠にはならないということを明確に判断した点です。

2つ目としては、日本の裁判史上でおそらく初めて、「大人の学習権」を認め、公的な場としての公民館の性質を論じ、公民館職員は不公正な取扱をしてはならないという義務があることを判断した点です。

Q2 「公平性・中立性を害する」ことを理由に市民の学習・表現活動を制約することができない、と判断されたことが、なぜ画期的と言えるのですか

近時、全国の公民館・美術館などの教育施設や集会施設などで、特に政府を批判する内容の学習・表現が含まれる市民活動に対して行政が違法・不当に介入する事件が頻発しています（新座市「慰安婦」パネル展事件、姫路駅前広場事件、あきる野市中央公民館市民サークル会報配架事件、海老名市マネキンフラッシュモブ事件、松原民商まつり事件、金沢市役所前広場「『軍事パレード』の中止を求める集会など）。

本来、学習権や表現の自由といった人権を制約することは、利用申請の競合など市民同士の権利が対立するようなやむを得ない場合にのみ許されるに過ぎません。しかし、本件や上記のような事件では、しばしば行政側から、「中立性・公平性・公正性」を根拠に、市民の活動を制限することを正当化するような主張がなされます。そもそも、「中立性・公平性・公正性」とは、行政を縛る規範であるはずのものですが、これが市民の活動を制限する根拠として使われてしまっているのです。

行政の主張する「中立性・公平性・公正性」が、公民館を利用して行われる市民活動への制限を正当化する根拠となり得るかについて、正面から判断した判決はこれまでには存在しませんでした。

今回の高裁判決は、この点について、「三橋公民館は、・・・本件俳句については、それまでの他の秀句の取り扱いと異なり、その内容に着目し、・・・本件俳句には・・・思想、信条を有していることが表れていると解し、これを本件たよりに掲載すると三橋公民館の公平性・中立性を害するとの理由で掲載を拒否したのであるから、・・原告の思想、信条を理由に、これまでの他の住民が著作した秀句の取り扱いと異なる不公正な取り扱いをしたものであり、これによって第1審原告の上記人格的利益を違法に侵害したものというべきである」と判断しました。

続けて、「本件たよりの読者としては、本件俳句の著作者の思想、信条として本件俳句の意味内容を理解するのであって、三橋公民館の立場として、本件俳句の意味内容につ

いて賛意を表明したものではないことは、その体裁上明らかであるから、本件俳句を本件たよりに掲載することが、直ちに三橋公民館の中立性、公平性を害するということはできない。

また、……ある事柄に関して意見の対立があることを理由に、公民館がその事柄に関する意見を含む住民の学習成果をすべて本件たよりの掲載から排除することは、そのような意見を含まない他の住民の学習成果の発表行為と比較して不公正な取り扱いとして許されないというべきである。」と判示しました。

すなわち、本判決は、行政が用いる「中立性・公平性・公正性」という理由は、市民の学習・表現活動を制約する根拠とはならないと明確に判断したものであります。この判断内容は、公民館以外の教育施設や集会施設における市民活動にも当てはまるものといえるため、極めて画期的な意義を有するものといえます。

Q3 公民館の性質について判断されたことが、なぜ画期的といえるのですか

九条俳句訴訟は、公民館における住民の学習権・社会教育の自由が問われた初めての裁判ともいわれています。

九条俳句は、俳句作者が読んだ個人の芸術作品です。それと同時に、公民館における俳句サークルの活動の中で、相互に批評しあうことによって生まれてきた成果でもありました。俳句作者が地裁・高裁で行った意見陳述にも、単に俳句を詠むことだけでなく、俳句サークルで共に学び、仲間から秀句として選ばれたことへの歓びが溢れていきました。

俳句サークルが行っていたように、住民が学校以外の場で互いに学び合うことを、「社会教育」といいます。公民館は、住民が相互に学び合う場として、「社会教育」法に基づき、「社会教育」施設・機関として設置されたものです。

高裁は、公民館に関する法律をひきながら、「公民館は、住民の教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること等を目的とする公的な場」としました。過去には、同じ社会教育施設である図書館についてその法的性質に触れた判例がありますが(船橋図書館事件最高裁判決)，公的な場としての公民館の性質を論じた判決は初めてです。

そして、「公民館の職員は、公民館が上記の目的・役割を果たせるように、住民の公民館の利用を通じた社会教育活動の実現につき、これを公正に取り扱うべき職務上の義務を負う」としました。高裁判決は、公民館が住民の社会教育のための場であるからこそ、公民館職員が住民の社会教育活動を不公正に扱ってはならないとしたのです。

以上を踏まえ、九条俳句訴訟で勝ち取ることができた最も重要な一文ともいえるのが、次の二文です。

「公民館の職員が、住民の公民館の利用を通じた社会教育活動の一環としてなされた学習成果の発表行為につき、その思想、信条を理由に他の住民と比較して不公正な取り扱いをしたときは、その学習成果を発表した住民の思想の自由、表現の自由が憲法上保障された基本的人権であり、最大限尊重されるべきものであることからすると、当該住民

の人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となるというべきである」。

思想・表現の自由という憲法の中でも核となる基本的人権と、公民館における住民の社会教育活動の重要性との結びつきを示し、行政が住民の学習成果の発表行為を不公正に扱うことを禁じたのです。

この判断を裏から支えたのが、「大人の学習権」です。

過去の判例では、もっぱら学校教育における子どもの学習に着目した「学習権」の議論がなされてきました。

これに対し、高裁判決は、大人の学習権を認めた地裁判決を維持し、1976年の旭川学テ事件最高裁判決を引用して、「学習権は、憲法26条に基づき、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする権利」としました。そのうえで、「社会教育法…の各規定は、…大人の学習権を保障する趣旨のものである。」としました。

大人の学習に着目し、これを「大人の学習権」と名付け、憲法上の基本的人権として正面から認めた初めての判決です。このように、大人の学習権を憲法上の基本的人権と認めたからこそ、これを実現するためになされる公民館での学習成果発表が手厚く保護されなければならないとされたのでしょう。

以上のように、高裁判決は、大人の学習権、これを実現する公民館の性質や公民館職員の義務について、おそらく日本の裁判史上初めて判断を下し、かつ、これが俳句作者の日常の俳句会でのささやかな活動の重要性をくみ取った適切なものであり、正当な結論を導いたものでした。のことからも、弁護団は、高裁判決が画期的であると考えています。

Q 4 高裁判決は、どのような点が問題があると思いますか

高裁判決は、2つの点で問題があると思います。

1つ目は、本件の公民館だよりへの俳句の掲載という行為が、憲法上の表現の自由として保護される「表現の自由」にはあたらず、本件の俳句拒否は、表現の自由の侵害に当たらないと判断したことです。

2つ目は、掲載請求権を認めなかったことです。

Q 5 高裁判決は、表現の自由について、どのような判断をしたのですか

もともと、弁護団にとってこの裁判は、「九条俳句の掲載拒否は表現者の表現の自由を侵害するのではないか」という問題意識から出発しました。折しも、その当時、安保関連法制の是非を扱う集会等に対し、各自治体が会場使用の許可を自制するといった、極めて不適切な対応が横行している時期もあり、そのような風潮に一石を投じる重要な裁判である、と理解していたのです。

表現の自由を問題にするにあたり私たちに検討が求められたのは、公民館が主体と

なって編集する「公民館だより」への俳句掲載拒否が、表現の自由の侵害行為であるとどのように裁判所に説明するかでした。

この点について大きな示唆を与えたのが、アメリカの判例法理などで用いられる、「パブリック・フォーラム」の法理です。これは、道路や公園、公会堂など、表現の場と扱われている場所での表現行為に対して公権力が制約を加える場合には、その制約が憲法違反に当たるかどうかを裁判所が厳しく審査しなければならない、という考え方です。弁護団は、公民館だよりは物理的な空間ではないものの、俳句会がその活動・研究の成果である俳句を、公民館だよりを読む住民に伝達する「発表の場」として利用していたという特性を指摘して、公民館だよりもパブリック・フォーラムの法理の考え方方が当てはまり、裁判所は掲載拒否の違憲性を厳しく判断しなければならないと主張しました。

また、これと併せて、①さいたま市による公民館だよりへの俳句掲載は、俳句会に対する「助成」であり、その助成の可否が俳句の表現内容に基づいて決定される場合には厳格な違憲審査に服するとする、いわゆる「規制と助成」の理論や、②公民館だよりの俳句欄は、公民館の一部として地方自治法上の「公の施設」としての性格を有しており、正当な理由のない利用拒否や不当な差別的取扱いは許されないとする、「公の施設」の理論など、学説上新しい理論についても主張を展開しました。

しかしながら、肝心の裁判所の最終的な判断は、①公民館だよりへの俳句掲載は原告に発表の場を提供したものではなく、②「特定の媒体による表現行為の制限が表現者の表現の自由を侵害する」というためには、表現者が当該表現手段の利用権を有することが必要」であり、そもそもこの事件は「表現の自由」の問題ではないと結論付けるものでした。

弁護団は、公民館だよりで俳句を発表することは憲法21条1項で表現の自由が保障される表現行為であることを前提に、発表の場が公民館だよりであるという事情は、掲載拒否の合理性を判断する要素であると主張したのに対し、裁判所は、公民館だよりで俳句を発表することが、そもそも憲法21条1項で表現の自由が保障される表現行為であるかどうかを、公民館だよりへの掲載請求権の有無を基準として判断したところに、考え方の根本的な違いがあります。

つまり、裁判所は、結論として、憲法21条1項で保障される表現の自由に、特定媒体への訴求力ある掲載請求権という条件が必要であると判断したことになります。

さいたま市が公民館だよりへの九条俳句の掲載を拒否した理由がその「表現内容」にあったことは事実であり、また、さいたま市が掲載拒否の目的として主張した「公民館の政治的公平性・中立性の維持」には、何ら法的根拠がなく、公民館の法的性質や社会的意義にも反する不当なものでした。それにもかかわらず、表現の自由の問題と評価しなかった裁判所の判断は、創造的行為である原告の俳句表現への介入というこの訴訟の本質を看過・軽視し、表現の自由が憲法21条1項で保障されるためのハードルを上げたことを意味すると評価せざるを得ません。

弁護団の出発点である表現の自由侵害に対する問題意識を、判決に表すことができな

かたったことが非常に悔やまれます。しかし、一方で、高裁は、さいたま市の違法性を判断する際の理由として、俳句の内容に着目して不掲載にし、他の俳句と異なる不公正な取り扱いをしたことを述べており、この点に関して言えば、公権力の表現内容への介入が違法であったと裁判所が判断したと評価することもできます。この部分を、いかに表現の自由の問題として発展させることができるのかが、今後の運動の課題だと思います。

Q6 九条俳句の掲載請求をした意義は何ですか。また、掲載請求はなぜ認められなかつたのですか

1 掲載請求をした意義について

この事件は、「俳句会が選んだ他の俳句はすべて掲載されたのに、九条俳句だけ掲載を拒否されるのは納得できない！！」という原告の思いから始まりました。原告が求めていたのは、金銭ではなく、「自分の詠んだ俳句が掲載が拒否された」という人権侵害の回復です。この事件では、俳句を公民館だよりに掲載させること、すなわち、さいたま市による違法な掲載拒否がなかった状態に戻さなければ、原告の人権を100パーセント回復することができないと考えました。

2 掲載請求が裁判で認められなかつた理由

憲法の役割は、憲法に違反する法律や行政の行為を違法・無効にすることにあります。憲法の条項は、さいたま市の掲載拒否を違法と評価して損害賠償を請求する根拠になりますが、掲載請求の直接の根拠になるわけではありません。そこで、弁護団は、さいたま市との間で俳句を掲載する合意があったとして、合意に基づく掲載請求権を主張しました。

裁判所は、第1審・第2審ともに、俳句会が提出した俳句を公民館だよりに掲載することについて、俳句会と公民館職員との間で一定の合意があったと認定しています。しかし、その合意は、裁判で請求できる法的な権利を発生させるような合意とはいえないと判断され、掲載請求を認めない判決になってしまいました。

合意があったのに、裁判で請求できる法的な権利が発生しないというのは、どのような意味なのでしょうか。法律学では、当事者が自ら進んで履行した場合は有効であるが、判決による強制にはなじまない類型の合意があるとされています。例えば、「近いうちに飲みに行きましょう」という約束は、道徳的には守られるべきかもしれません、判決による強制にはなじみません。

しかし、九条俳句訴訟で問題となった合意は、公民館における社会教育活動の成果物を公民館だよりに掲載する内容の合意です。このような合意を、近いうちに飲みに行く約束などと同列に扱ってよいはずがありません。裁判では、学者の先生方のお力を借りながら、公民館における社会教育活動の意義や公民館だよりの役割を十分に主張立証しましたので、俳句を掲載する合意に法的効力を認める判断も十分にあり得たはずです。

この点について、地裁・高裁とともに裁判所に判断してもらえなかつたのは非常に残念

としか言いようがありません。

3 憲法は市民のもの

裁判官が踏み切れなかった掲載請求を動かしたのは、市民たちの力でした。

原告の訴えに共感した大勢の市民が裁判を傍聴し、さいたま市に詰め寄り、掲載を求める2万筆もの署名を提出しました。「公民館で自由に学習させて欲しい。」、「何を題材に俳句を詠んでもいいじゃないか。」、「心の中は自由だ。」といった市民たちの声が、さいたま市を動かしたのだと思います。

憲法は、市民が国家権力に守らせる法規範です。市民の運動で掲載を実現させたことで、多くの方々が、憲法は市民のものであると実感したのではないでしょうか。

Q7 裁判において、この問題を検閲と主張しなかったのはなぜですか

憲法21条2項は、「2 検閲は、これをしてはならない。……」として、検閲を禁止しています。検閲とは言葉の意味としては「公権力が、表現行為が不適当と判断する場合には発表を禁止すること」ですから、公民館たよりに、九条俳句を掲載しなかったことは、この限りで検閲に当たります。しかし、弁護団は、この裁判で、憲法21条2項違反を主張しませんでした。それはなぜなのかという疑問があると思いますので説明します。

憲法学者の多数は、検閲概念を狭く定義し、①検閲に該当する場合は絶対的に禁止（いかなる目的・理由があっても許されないという意味です）、②それ以外の表現の事前規制については、その目的と憲法21条の表現の自由保障との兼ね合い等で合憲かどうかを判断する、という考え方をとっています。また、最高裁の判例では、憲法21条2項でいう検閲とは「行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査したうえ、不適当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるもの」（北方ジャーナル事件最大判昭和61年6月11日）としています。この定義に照らすと、九条俳句の不掲載は、「発表禁止を目的として審査を行っていること」と「網羅的一般的審査であるとはいえない」という意味で検閲ではないと考えたのです。

最高裁のこの定義につき、憲法学者等から、狭く解しすぎているという批判は一定数あり、また、その後の裁判において、検閲の定義はもっと広くあるべきだという主張も弁護士等から行われてきましたが、最高裁はこの定義を維持し続け、現在まで同じ立場をとり続けています。

ですから、この裁判でも、検閲概念を広げて、本件は検閲に当たり、憲法21条2項違反だとする主張も可能なのですが、それを突破するハードルは非常に高いので、その主張は採りませんでした。

以上に述べたことは、あくまでも裁判上、裁判の中での話であり、本件審査のような表現の事前規制が許容されるべきではないことは明らかです。市民の目から見て、検閲、あるいは検閲的にみえる審査につき強く反対の声を上げることは非常に重要であると考え

ています。

行政による規制は、それが許容できないものであっても、市民からの反対が出ないと、さもそれが当たり前の空気になっていく非常に警戒すべきものですから（本件においてさいたま市が主張した、「行政の中立性」も、まさにこの放っておくと当たり前となっていく危険の一例でしょう）今後も行政の行為をチェックし、事前規制に対し反対の声を上げ続けていくべきと考えます。

Q8 「憲法アレルギー」という表現がインパクトを与えたましたが、なぜ高裁判決では触れられなかつたのでしょうか

さいたま地裁は、判決の中で、三橋公民館及び桜木公民館の職員らが、本件俳句を本件たよりに掲載することができるかどうかについて十分な検討を行わなかった、と認定した上で、十分な検討を行わなかった原因について、職員らが一種の「憲法アレルギー」のような状態に陥っていたのではないかと推認しています。

「憲法アレルギー」という言葉は、法律用語ではなく、地裁がどのような意味でこの言葉を使ったのかを考えなければなりません。「アレルギー」という言葉は、一般的に「拒否反応」等の意味で使われていますが、第一審判決が、「公民館の職員個人が、教育現場において、国旗（日の丸）や国歌（君が代）に関する議論など、憲法に関連する意見の対立を目の当たりにしてきており、これに辟易していた」と指摘していることからすれば、「憲法アレルギー」とは、憲法が絡むと国民間の意見の対立に巻き込まれ面倒だ、等の「憲法あるいは憲法に関連する問題に関わることへの（心理的な）拒否反応」と考えることができます。

このように「憲法アレルギー」という言葉は、そもそも定義などのない言葉であり、そのような言葉を用いて裁判所が判決文を作成するのは珍しいことです。また当時、憲法改正が国会で取り上げられ、国民の関心が寄せられていました。護憲派と改憲派のそれぞれの立場からの活動が活発化するなかで、行政は、憲法改正を巡る議論とそれに伴う国民の行動に対し、過度に消極的な対応をとっていました。例えば、従来、自治体が後援していた護憲派の市民集会の後援をやめてしまう等の事案が全国に散見されました。その時期に裁判所が指摘した、公務員の「憲法アレルギー」という言葉が、社会に与えたインパクトは大きかったといえます。

公民館担当職員が本件俳句を掲載できるかどうかについて十分な検討を行わなかった、というだけでも、本件俳句掲載拒否が違法であると結論づけることは可能であったところ、あえてさいたま地裁がその原因に言及したのは、「憲法」や「九条」と名のつく市民の活動、議論への関与に闇雲に消極的な姿勢を示している行政に警鐘を鳴らしたものととらえることができます。行政が、国民の様々な意見表明の場を奪うのではなく、積極的にこれを提供することで、行政の中立・公正が守られ、かつ民主主義の実現に資するというメッセージが込められた判決として、広く社会的意義を有する判決といえます。

しかし、東京高裁は、「憲法アレルギー」という言葉を使っていないません。それはなぜでしょうか。その理由としては、①公民館担当者個人の内心がどうであったかは推認にすぎないこと、②不掲載の違法性を判断する上で必ずしも必要でないこと、③「憲法アレルギー」という言葉の意味が不明瞭であって分かりにくいこと等が考えられます。

もっとも、高裁判決も、公民館の役割に言及した上で、公民館担当者の対応を不公正な取扱と対応を批判するものであることからすれば、「憲法アレルギー」の言葉がなくてもさいたま地裁の意義を損なうものではありません。

Q9 さいたま市が謝罪及び掲載を表明したことはどういう意味を持ちますか

上告が棄却された直後の昨年12月25日、さいたま市教育委員会細田真由美教育長は、記者会見で、司法判断を踏まえ、作者の気持ちに配慮し、作者の人格的利益を侵害したとする判決確定部分について、真摯に受け止め謝罪し、九条俳句をできるだけ早く掲載すると説明しました。同月28日付でなされた、原告・弁護団・応援団からの申入書に対する回答においても、細田教育長は、上記同様、原告に対する謝罪と、九条俳句の公民館だよりに掲載をする旨の回答をしました。

作者・応援団・弁護団は、当初より、さいたま市に対して、作者への直截的な被害回復措置として、謝罪と公民館だよりへの九条俳句の掲載を求めてきました。訴訟においては、請求の第1に九条俳句の掲載を求め、謝罪と九条俳句の掲載を求める運動を継続してきました。

しかし、さいたま市は、一貫して、作者に公民館だよりに関する掲載請求権はない、従つて不掲載は違法ではなく、賠償義務を負わないと繰り返し主張してきました。

訴訟になり、さいたま地裁の判決が出た後、さいたま市は、「掲載請求権は認められない」とされているのに賠償義務を認めることは矛盾である」と主張して控訴し、東京高裁でも賠償請求を認める判決が出ると、同様の理由で、最高裁に上告をしました。

そもそも、作者の公民館だよりへの掲載請求権の有無と、作者に対する賠償義務の問題は、法的に別のものであるため、さいたま市の主張は失当であり、最高裁でもかかる判断が是認されました。すなわち、掲載請求権は認められませんでしたが、公民館の職員が不公正な取扱をしたことが認定され、そのことが違法であり損害賠償請求が認められるということです。

もっとも、上記さいたま市の対応経過からすれば、最高裁判決でも「掲載請求権は認められなかった」ことを理由にして、公民館だよりへの掲載は認めず、賠償金のみを支払ってくるという対応が十分考えられました。

その中で、上記のとおり、最高裁判決が出るや速やかに、さいたま市教育委員会として、作者への謝罪と九条俳句を公民館だよりに掲載する旨の回答をしてきたこと、しかも社会教育に配慮し、「市民参加による編集の機会を設けるなどの仕組み作りを勧めて参ります」と公民館だより編集への市民参加を表明させることまでに至ったことは、非常に

画期的であり、作者・応援団や社会教育学者の先生方が、訴訟内外に運動を広げ、要請活動を続けるなど、諦めずに積極的な草の根の取り組みを行ってきた成果といえると考えます。

そして、平成31年2月1日、九条俳句が公民館だよりに無事に掲載されました。

Q10 目指すべき今後の社会教育行政についてどう考えたら良いでしょうか

私たちの前には、さいたま市が目指すべき今後の社会教育充実のための方向が求められています。その点にも触れたいと思います。

まず、さいたま市のこれまで示してきた施策を確認します。

平成24年1月から施行されている【さいたま市文化芸術都市創造条例】は、その条例の目的を『市民等の理解と協力を得ながら』『総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、もって市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造すること』(1条)と定め、基本理念としても『市民等の自主性が尊重されるとともに、市民等の文化芸術に対する理解及び関心が深められることにより、市民等の生活の充実が図られるもの』(3条2項)とし、『市及び市民が相互に連携し、及び協力することにより、文化芸術の振興が効果的に図られるものとする(3条3項)』と規定しています。

さいたま市の当該条例は、社会教育の在り方を端的かつ的確に示しています。また、さいたま市が打ち出している、トリエンナーレ(国際芸術祭)の重点プロジェクトや、2020さいたま希望(ゆめ)のまちプランにおいても、生涯学習の充実や公民館を含む社会教育に言及しています。

今回、この裁判で、さいたま市の行為は『社会教育活動の一環としてなされた学習成果の発表行為』につき『不公正な取扱いをし』『原告の人格的利益を違法に侵害した』との判決が確定したのですから、さいたま市がこれまで掲げてきた社会教育に関する施策と矛盾しますし、市と市民が相互に連携・協力することができなかつたものとして、自ら制定した条例の趣旨に反する結論となつたと言うほかありません。

そのような意味でも、細田教育長が、判決確定を受けて速やかに謝罪し、掲載を速やかに実現することのみならず、住民に公民館だよりの編集権を開放することを含め検討すると発言されたこと、公民館運営審議会の意見を聴きながら進めていきたいと文書回答されていることは大いに評価されます。しかしながら、問題は実質です。

今回、公民館運営審議会の意見を尊重したいと文書コメントがされています。しかしながら、公民館運営審議会が平成25年10月に諮詢を受けて答申をした『社会変化に対処する公民館のあり方について』を現場の公民館長がほとんど読んでいないということが裁判を通じて明白になりました。また、本件俳句不掲載のあとに公民館運営審議会に対してさいたま市が不合理な関与をしたこともあり、さいたま市が従前の態度を反省し、真に社会教育に力を入れるためには、適切な人選を前提にした市民に開かれた公民館運営審議会にして、その意見をしっかりと聞き取る姿勢が不可欠です。

また、公民館だよりの充実も求められます。細田教育長が言及した、公民館だよりの編集委員を住民に開放することについては、多様な住民の声を反映するために、是非速やかに検討していただきたいところです。そもそも、さいたま市において、公民館だよりを『単なるお知らせ』と理解していたことが大問題でした。編集委員を住民に開放することは一つの象徴ですが、より重要なのは社会教育を正しく理解することです。学校教育とは異なる社会教育において、行政が介入することの問題点を理解するとともに、公民館だよりも市民の社会教育にとって重要な役割を担うことを踏まえ、富士見市の南畠公民館だよりなどを参考に、公民館だよりを条例の中で明確に位置付けるなど、思い切った施策を期待したいものです。

さらに、人事・研修制度についても、改善をしていただきたいと思います。訴訟の中で明らかになりましたが、公民館長や職員が、答申や社会教育法をほとんど理解していないどころか、読んでもらえない現実があります。批判能力が必ずしもない生徒に対する学校教育と、批判能力を備えた大人の学習に関する社会教育の相違点をしっかり職員が理解できるような研修制度を早期に構築すべきだと思います。また、人事においても、学校と公民館を同一に考えることのないようにしていただく必要があります。

最終的には、社会教育を充実させることに尽きますが、さいたま市には、今回の反省を踏まえ、従前の失策を真っ向から改めて、もう一度基本に立ち返っていただきたいと思います。今後のさいたま市には、専門家(社会教育学者ら)を中心に、公民館や公民館だよりの在り方を市民の声を拾う形で議論し、職員の研修等を充実させ、さいたま市自身が理想として掲げている文化芸術都市を実現することが求められます。

私たちの暮らすさいたま市が、今回の判決を糧にして、素晴らしい社会教育を創造し、全国の模範となる取り組みを実現してくださることを心から望みます。

「九条俳句弁護団報告集」(2019年3月11日)より抜粋

